

2024年
9月1日
第487号



JR東海労



〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

TEL 03-3201-0350 FAX 3201-0351

Eメール jrtoukairou@yahoo.co.jp

JR東海労働組合

発行人 淵上 利和
編集人 高山 浩

http://jrtoukairou.sakura.ne.jp/



第41回定期大会より

降職・降格の人事・賃金制度見直し撤回！ 2024年度労働協約改訂交渉始まる

2024年度労働協約改訂及び労働条件改善に関する要求(申第5号)についての団体交渉が始まりました。第1回は8月20日に組合からの趣旨説明及び会社からの「協約改訂交渉冒頭挨拶」、第2回は22日に会社回答が示され、以下、第3回、第4回団体交渉を開催しました。

第2回団交(8月22日)
第2回団体交渉では、会社からの回答が示されました。ほとんどの項目において会社は「そのような考えはない」という不誠実な回答に終始しました。

特に、リニア関係の要求や解明においては、回答ならざる回答がされました。以下、4～11項目の要求と回答です(1～3項目は『業務速報』No.1386参照)。

4. 岐阜県瑞浪市における水位低下、恵那市における有害物質検出において、自治体への報告が遅れた理由を明らかにすること。

5. 会社は、残土の有害物質の流失対策としてシートを敷くとしているが、シートの寿命は何年なのかを明らかにすること。また、寿命に伴い、シート交換をする際の手順を明らかにすること。更に、ウランなどの放射性物質が検出された場合の対策を明らかにすること。

6. 日本土木学会の資料によると、高速長尺先進ボーリングは水抜きが目的とされている。しかし、会社は「調査のため」との見解を示している。水抜きではないという根拠を示すこと。

7. 山梨県における高速長尺先進ボーリングによる掘削によって、大量の流水が発生した場合の対策を明らかにすること。また、流水は静岡県側に戻すのかどうかを明らかにすること。

8. 静岡工区の工事において、破砕帯からの突発湧水の対策を具体的に明らかにすること。

9. 各地で水位低下による水枯れが発生している。補償について明らかにすること。特に、大井川流域では、住民62万人が生活している上、農業や工場などでは大量の水を使う。補償には限界があると考えられる。仮に、水枯れが発生した場合、補償はできるのかを明らかにすること。

10. 会社は、「健全経営・安定配当」と言うだけで、具体性がない。「健全経営・安定配当」を行うために必要な営業利益、純利益はどのくらい目安なのか明らかにすること。

11. 2027年以降に工事が完了予定の工区、建造物などを全て明らかにすること。

【4～11項目一括回答】中央新幹線建設計画の推進にあたっては、工事

の安全・環境の保全・地域の連携を重視して法令に則り、また、必要に応じて自治体等とも協議の上、適切に対応している。加えて社外に対しても、有価証券報告書等の法定書類はもとより、定例の社長会見や当社HP等を通じて適切に情報開示している。

第3回団交(8月26日)
第3回団体交渉では、労使関係、安全対策、年休・要員問題などについて議論しました。

『労働協約』の団体交渉事項について、組合は「労働組合からの団体交渉の申し入れがあった場合、団体交渉を開催せよ。これが普通の労使関係だ」と迫りました。しかし、会社は「現協約で問題ない」と、憲法で保障されている団体交渉権を無視し、対立しました。

また、組合掲示板設置について、組合は「現協約の解釈からしても、5人とする根拠はない。労働組合の主張を妨害する行為だ」と主張しました。しかし、会社は「許可を出すのは会社の判断だ」と拒否しました。

安全対策では、ワンマン運転の中止、特に業務改革の一貫である4両以上においては「状態視は物理的に不可能だ。車載カメラにも死角がある」と、安全対策が不十分であることを強く主張しました。しかし、会社は「安全は確保できる。ワンマン運転をやめるつもりはない」と回答し、対立しました。

年休・要員問題について、組合は「新幹線職場を中心に年休が入らない状態が続いている。要員不足が最大の原因だ。『必要要員は配置している』との会社回答はデータだ。インバウンドで平日・休日問わず混雑している。54歳原則出向を悪用して、職場から追い出したことも要員不足の原因だ」と主張しました。しかし、会社は「ピークに要員を合わせない。当社の年休取得率は他企業と比べて良い」とどゴマカシの回答に終始し、対立しました。

第4回団交(8月28日)
第4回団体交渉では、欠勤の解釈、災害時の勤務の扱い、更衣時間などについて議論しました。

勤務発表後の年休による診断書提出について、会社は「年休は欠勤に含まれる」という非常識な解釈です。組合は「年休は欠勤ではない。診断書は不要だ」と主張しましたが、会社はこれを認めず、対立しました。台風などの災害時、休

憩無しの長時間乗務、勤務終了直前・終了点呼後や出勤直後に休憩時間を命じたことが問題となっ

ています。組合は「休憩は行路の途中・出先に設定するものだ。労基法第34条に違反する」などと主張しました。会社は「点呼までは仕事の途中だ。法令に違反していない。適切に行っている」の一点張り、対立しました。

更衣時間について、会社は厚労省のガイドラインを無視し、「使用者の指揮命令下にはない」という見苦しい主張を繰り返してきています。組合は「更衣時間を労働時間とするのは世間常識だ。前近代的な主張を繰り返すのはやめて、労働時間とせよ」と追及しました

が、会社は一切主張を変えませんでした。また、更衣室から点呼場所や勉強会・訓練会の会場までの移動時間についても、労働実態がないと屁理屈を付け、対立しました。

組合は「厚労省の指導に従わない」と確認する」と通告しました。



組合は「厚労省の指導に従わない」と確認する」と通告しました。

J S 労 結 成 1 周 年 ！

J S 労 結 成 か ら ち ょ う ど 1 年 と な る 8 月 18 日、J S 労 は 第 3 回 定 期 大 会 を 開 催 し ま し た。大 会 後、結 成 1 周 年 記 念 レ セ プ シ ョ ン が 開 催 さ れ、本 部 か ら 副 委 員 長、書 記 長 が 参 加 し ま し た。

柳 楽 委 員 長 は、挨拶 で「午 前 中 に 第 3 回 定 期 大 会 を 開 催 し、方 針 を 満 場 一 致 で 確 認 し た。年 間 休 日 数 1 2 0 日 の 申 し 入 れ を 行 っ た。全 社 員 年 間 休 日 数 1 2 0 日 獲 得 を 実 現 す る ま で 闘 う」と 決 意 を 述 べ ま し た。

またもや発生した

保守用車衝突・脱線事故 本部と2地本で申し入れ

7 月 22 日、東 海 道 新 幹 線 豊 橋 駅 ～ 三 河 安 城 駅 間 の 上 り 線 で、保 守 用 車 同 士 の 衝 突 ・ 脱 線 事 故 が 発 生 し ま し た。こ の 事 故 で、作 業 員 2 名 が 負 傷 し、浜 松 駅 ～ 名 古 屋 駅 間 が 終 日 運 休 と な り ま し た。

2 0 1 5 年 1 2 月 1 0 日 に も、新 富 士 駅 ～ 静 岡 駅 間 で 同 種 の 事 故 が 発 生 し ま し た。本 部 は 7 月 2 6 日、「東 海 道 新 幹 線 保 守 用 車 衝 突、脱 線 事 故 に 関 す る 申 し 入 れ」(申 第 3 号) を 会 社 に 提 出 し、団 体 交 渉 の 開 催 を 要 求 し ま し た。

は 8 月 9 日 に、よ り 詳 細 な 内 容 で、そ れ ぞ れ 申 し 入 れ を 行 い ま し た。

以 下、本 部 が 申 し 入 れ た 項 目 で す。

1. 事 故 の 概 況 を 時 系 列 で 明 ら か に す る こ と。
2. こ の 事 故 に よ り 負 傷 さ れ た 2 名 の 作 業 者 の 負 傷 程 度 及 び 回 復 状 況 を 明 ら か に す る こ と。
3. 事 故 に よ る 保 守 用 車 及 び 線 路 等 の 被 害 状 況、旅 客 へ の 影 響 を 明 ら か に す る こ と。
4. 衝 突 し た 保 守 用 車 の 保 安 装 置 の 使 用 状 況 に つ い て 明 ら か に す る こ と。
5. 当 日 の 保 守 用 車 の

操 縦 者 と そ れ に 関 係 す る 作 業 員 の 体 調 お よ び 労 働 条 件 に 問 題 は な か っ た の か 明 ら か に す る こ と。

6. 事 故 原 因 を 明 ら か に す る こ と。
7. 組 合 は 過 去 の 同 種 事 故 の 教 訓 が 生 か さ れ て

不当出向を取り消せ！

本橋裁判控訴審結審

本 人 の 同 意 な き 強 制 出 向 は 不 当 だ と し て 会 社 を 訴 え て た 本 橋 裁 判 控 訴 審 第 1 回 口 頭 弁 論 が 8 月 5 日、東 京 高 裁 で 開 廷 さ れ ま し た。

原 告 側 か ら は、原 判 決 の 問 題 に つ い て 控 訴 理 由 書 を 陳 述 し ま し た。原 判 決 の 問 題 は、以 下 の 通 り で す。

1. S E K へ の 出 向 命 令 は、民 法 6 2 5 条 1 項「使 用 者 は、労 働 者 の 承 諾 を 得 な け れ ば、そ の 権 利 を 第 三 者 に 譲 り 渡 す こ と が で き な い」と 謳 わ れ て い る 通 り、違 法 ・ 無 効 で あ る こ と。原 判 決 に は 法 の 適 法 性 に つ い て 何 ら 触 れ て い な い。
2. 原 判 決 は「出 向 発 令 後 も 従 前 詰 所 で 被 告 の 社 員 と 共 に 待 機 時 間 を 過 ぎ て い る」と 認 定 し て

い な い と 考 え る。見 解 を 明 ら か に す る こ と。

8. 事 故 に 対 す る 対 策 を 明 ら か に す る こ と。
9. マ ス コ ミ に よ る と 東 海 道 新 幹 線 の 回 送 列 車 で 乗 客 を 輸 送 し た と 報 道 さ れ て い る が、こ の 判 断

袴田さんの無罪を求める署名 裁判所に提出！ 静岡地本が要請行動に参加

静 岡 地 本 は 8 月 2 0 日、「浜 松 袴 田 巖 さ ん を 救 う 市 民 の 会」の 仲 間 と 共 に、無 罪 判 決 を 勝 ち 取 る た め に、静 岡 地 裁 と 地 検 に 要 請 行 動 を し ま し た。要 請 行 動 に は、静 岡 地 本



「浜 松 袴 田 巖 さ ん を 救 う 市 民 の 会」の 仲 間 と 共 に、無 罪 判 決 を 勝 ち 取 る た め に、静 岡 地 裁 と 地 検 に 要 請 行 動 を し ま し た。要 請 行 動 に は、静 岡 地 本

〇 B 会 員 が 積 極 的 に 参 加 し ま し た。

こ の 間 取 り 組 ん で き た 署 名 は、J R 東 海 労 で 3 0 0 筆 集 約 し、「浜 松 袴 田 巖 さ ん を 救 う 市 民 の 会」に 託 し、裁 判 所 に 提

暑さ対策 要求実現！

出 し ま し た。署 名 は、全 体 で 8、2 1 7 筆、市 民 の 会 は、6 1 1 筆 を 集 約 し、市 民 の 会 の 寺 澤 さ ん か ら、お 礼 が あ り ま し た。次 回 の 要 請 行 動 は 9 月 1 8 日 に 行 い ま す。

新 幹 線 地 本 は、今 年 の 夏 の 異 常 な 暑 さ の 中 で 職 場 環 境 を 改 善 す る た め、7 月 2 5 日 に「駅 の 暑 さ 対 策」の 緊 急 申 し れ を 行 い ま し た。

そ の 結 果、要 求 に 対 す る 回 答 を 前 に、① 東 京 駅 ホ ー ム の 空 き 店 舗 を 利 用 し た ク ー ル ダ ウ ン の 実 施、② 東 京 駅 各 ホ ー ム 7 号 車 付 近 の 立 哨 位 置 に ス ポ ッ ト ク ー ラ ー を 設 置 す る、③ 品 川 駅 上 り ホ ー ム 立 哨 位 置 に ス ポ ッ ト ク ー ラ ー を 試 験 的 に 設 置 す る な ど、暑 さ 対 策 の 具 体 的 な 実 施 を 勝 ち 取 り ま し た。

キャンプ飯と美酒を堪能！ 静岡地本がキャンプ開催



静 岡 地 本 は 8 月 2 0 ～ 2 1 日、山 梨 県 西 湖 で サ マ ー キ ャ ン プ を 開 催 し ま し た。絶 好 の 天 候 に 恵 ま れ ま し た。

キ ャ ン プ に は、結 婚 し た ば か り の 名 古 屋 地 本 松 山 委 員 長 (本 部 副 委 員 長) が 夫 婦 で 参 加 し ま し た。

夕 食 は、定 番 の B B Q の ほ か、珍 味 に 舌 鼓 し、和 気 あ い あ い の 雰 囲 気 で、多 くの 銘 柄 の 酒 を 堪 能 し ま し た。